

## 会議記録

- 1 会議名 高松市離島航路確保維持改善協議会
- 2 開催日時 令和4年6月27日（月）14：10～15：00
- 3 開催場所 高松市 防災合同庁舎 5階 503会議室
- 4 議題 離島航路の運営費補助に係る認定申請について
- 5 出席 高尾会長、岩崎副会長 代理 吉岡氏、濱委員、福井委員、  
楨内委員、山下委員、松本委員、西吉委員 代理 北氏
- 6 担当課及び連絡先 交通政策課 087-839-2138
- 7 協議経過

### 《委員紹介》

#### 会長挨拶

本日は国の制度上、6月末までに提出が必要となっている、令和5年度における離島航路の運営費補助に係る認定申請について、御協議いただきたい。

### 《議事 離島航路の運営費補助に係る認定申請について》

#### （事務局）

資料1に沿って離島航路の運営費補助に係る認定申請について説明。

#### （委員）

高松港の棧橋付近に浮遊するごみは清掃船での回収はできないのか。雌雄島海運の乗組員ばかりが清掃をしているように感じる。

#### （委員）

清掃船が定期的に高松港内を清掃している。

潮流と棧橋の位置の関係だと思うが、めおんが入港する場所は西側からの風の影響もあって、沖から流れてきた浮遊物が溜まりやすい。

新船めおんが就航して半年ほどで、漂流している木片でプロペラが破損したこともあり、運航への影響が大きい。エンジンの冷却水を吸い上げる際に、レジ袋が詰まって困る事も多々ある。

船にダメージが無いよう、陸上員が入港前に自主的に網などを使って棧橋上までゴミを引き上げ、回収業者に回収してもらっているのが現状である。

大雨の後などは特に大量のゴミが発生しているので、速やかに、清掃船にゴミを回収してもらいたい。

(委員)

雌雄島海運だけがゴミ取りをしているように感じた。清掃船を有効利用し、乗組員の負担軽減につなげられないか。

(事務局)

清掃船の活動について、改めて確認する。

(委員)

新船めおんの減価償却が終わるまで10年ある。資料8ページには予備船であるめおん2の就航から23年が経過しているが、メンテナンスを行いながら安全航海を目指すがあるが、船舶は20年を超えるとよくないという話も聞いたことがある。めおん2の船体の寿命も踏まえた次船の建造のタイミングと、新船めおんの減価償却の期間が重なる問題が出てくる。

男木－高松航路の維持という観点から、めおん2の次船建造をどうするか、今後の課題として関係者で共有し検討していくべきではないか。

(委員)

船舶の寿命は15年程であるが、安全運航に差支えが無いようにメンテナンスをして維持していく。

国は、2050年度を目標にカーボンニュートラルを目指しており、CO2削減のために、水素やLNG等の環境に配慮した船の導入も検討する必要がある。今後の船舶の在り方について、当協議会で様々な議論をしながら継続的に協議できればと考えている。

(事務局)

めおん2の次船建造については、国県市の費用負担の問題もあるので、2隻の減価償却のタイミングをずらすことや、脱炭素に向けた新技術の開発にも注視しながら、関係者で議論を進めていきたい。

(会長)

事務局には、補助金や新造船のモデルケースなどの情報を収集するようお願いしたい。

(委員)

国としても、随時、情報共有させていただく。収支面、めおんの耐久性の問題なども考慮し、検討していきたい。

(委員)

新船めおんは旧型より4m程長いが、両島とも陸上側の防舷材が劣化しており、女木島で岸壁に船尾が接触するトラブルが発生した。女木港・男木港は、特に冬、西風の影響を受けやすいが、昨年度は強風のため、女木港を抜港して運航したこともあった。両島の自治会長と相談し、防舷材の補修について高松市河港課との協議を進めている。

知床の小型船転覆事故を受け、国土交通省から安全強化について強い要望を受けている。船が出航できる規定の数値(風、波、視程)をクリアしていない状況で出航することはできないので、今後は安全を重視して、欠航や運航見合わせが増える可能性がある。利用者に迷惑がかからないよう、欠航等については早めに周知するよう心がける。

(委員)

水上バイクが港にトップスピードで入ってくることもあり、大変危険と感じている。

海上保安庁に相談したが、取締りは難しいと聞いている。船にぶつかるなどの事故も考えられることから、ルールを守るようなメッセージや指針を出せないか。

(会長)

免許更新の際に研修があり、周知はされているはずではあるが、最終は個々のモラルの問題になると思われる。

現時点では見つけ次第、海上保安庁に連絡するしかないと思われる。

(委員)

旅客傷害保険加入については、当該航路の船舶の規模では、国の方針として、最低基準が1事故1人当たり3000万円補償の保険加入が必要となっているが、現在1億円補償の保険に加入している。

瀬戸内国際芸術祭を始め、繁忙期には富裕層の方も多く乗船すると考えられ、今後、インバウンドが回復してきた際にも十分な補償が可能となるよう、令和5年4月から1人当たり3億円補償の保険に変更することを予定している。

(事務局)

公共交通利用促進施策(周遊きっぷ)について説明。